

(別紙1) 流通小売関係団体、食品製造業関係団体及び中食産業関係団体

社団法人日本食肉加工協会、社団法人日本食肉協会、社団法人日本畜産副産物協会、社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、全国食肉事業協同組合連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会、全国小売市場総連合会、日本スーパーマーケット協会、日本小売業協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、社団法人日本セルフ・サービス協会、社団法人日本ショッピングセンター協会、社団法人全国スーパーマーケット協会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、社団法人日本ボランティアチェーン協会、協同組合セルコチェーン、全日本スーパーギルド商業協同組合連合会、全日食チェーン商業協同組合連合会、無添加食品販売協同組合、社団法人日本加工食品卸協会、社団法人日本外食品卸協会、全国給食事業協同組合連合会日本給食品連合会、日本マーガリン工業会、社団法人日本缶詰協会、日本ソース工業会、全日本カレー工業協同組合、全国マヨネーズ・ドレッシング類協会、全国ふりかけ協会、日本ベビーフード協議会、日本介護食品協議会、日本凍結乾燥食品工業会、食品新素材協議会、新食品会、全国病院用食材卸売業協同組合、日本からし協同組合、全国食酢協会中央会、日本うま味調味料協会、全日本スパイス協会、全国みりん風調味料協議会、日本加工わさび協会、風味調味料協議会、全日本菓子協会、日本スープ協会、社団法人日本弁当サービス協会、社団法人日本冷凍食品協会、社団法人日本惣菜協会、日本デリカフーズ協同組合、フード流通システム協同組合、協同組合フレッシュフーズサプライ、エスエムデリカチーム協同組合、全国総菜宅配協会、全国餃子焼売工業協会、ピザ協議会、財団法人食品産業センター、社団法人日本べんとう振興協会、社団法人日本パン工業会、全日本パン協同組合連合会、社団法人日本即席食品工業協会、社団法人日本パスタ協会、社団法人全国ビスケット協会、全国乾麺協同組合連合会、全国製麺協同組合連合会、日本フラワーペースト工業会、有限責任中間法人日本冷凍めん協会、社団法人全国包装米飯協会、社団法人日本炊飯協会、全国米菓工業組合、日本醤油協会、全国農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本即席スープ協会

(別紙2) 外食産業関係団体

社団法人日本麺類業団体連合会、社団法人日本フードサービス協会、事業協同組合全国焼肉協会、社団法人日本給食サービス協会、食農協働レストラン事業協同組合、日本外食産業名店会協同組合、社団法人国際観光日本レストラン協会

18消安第4860号  
平成18年7月27日

東北農政局長  
関東農政局長  
北陸農政局長  
東海農政局長  
近畿農政局長  
中国四国農政局長  
九州農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

あて

農林水産省消費・安全局長

牛肉及び牛肉加工品等の原産地等の表示に関する緊急特別調査の  
実施及び監視・指導の徹底について

牛肉や牛肉を原材料とする加工食品や外食産業において提供される牛肉を使用した料理等の原料の原産地表示（以下「牛肉加工品等の原産地表示」という。）については、消費者から高い関心が寄せられている。例えば、農林水産省に設置されている「消費者の部屋」に数多くの意見が寄せられているほか、本年6月1日から14日まで全国10カ所において厚生労働省及び農林水産省が開催した「米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会」においても、消費者が選択できるよう牛肉加工品等の原料の原産地表示の義務化を要望する等の意見が出されている。

こうしたなか、今般、米国産牛肉の輸入手続再開が決定され、今後一層牛肉加工品等の原産地表示に関する消費者の関心が高まることが見込まれる。

これらの要請に対応し、消費者の食品表示への信頼を確保する観点から、下記のとおり、緊急の特別調査等を実施するとともに、牛肉の原産地表示等に対する監視・指導を更に徹底するので、適切かつ円滑に実施されたい。

なお、都道府県知事に対しては、別添のとおり監視・指導の徹底について通知したことを申し添える。

## 記

### 1 調査品目

牛肉及び牛肉を原材料とする加工品

### 2 調査開始時期

平成18年8月1日から当分の間

### 3 調査内容等

#### (1) 調査対象事業者

小売店舗及び中間流通業者

#### (2) 調査方法等

##### ①牛肉の原産地表示の真正性確認等

牛肉及び牛肉加工品の原産地表示状況を調査するとともに、仕入伝票等の確認により、表示の真正性を確認する。また、不適正表示の疑義が生じた場合は、必要に応じて卸業者等への遡及調査を行う。

##### ②牛肉加工品における原料原産地表示の啓発

平成18年10月から原料原産地表示が義務化される合挽肉、味付け肉等の牛肉加工品について、出来る限り早期に原料原産地を表示するよう啓発するとともに、それ以外の牛肉加工品についても、食品製造業者等自らが原料原産地表示に積極的に取り組むよう啓発する。

##### ③DNA分析による和牛判別

小売店舗において和牛と表示され販売されている牛肉を買上げ後、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）において、DNA分析を行い和牛であるかの判別を実施する。

##### ④牛肉加工品の買上調査

牛肉加工品の一部について、センターが買上げを行った後、表示調査を実施する。

### 4 不適正表示に対する指導等

3の調査の結果、不適正表示が確認された場合には、生鮮食品の表示調査マニュアル又は本省消費・安全局表示・規格課の指示に基づき適切に対応すること。

### 5 外食事業者への対応

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成

15年法律第72号)第2条第5項に定める特定料理提供業者と考えられる業者を対象に、平成18年8月1日から当分の間、同条第4項に定める特定料理等に係る原産地表示状況の調査及び外食における原産地表示の啓発を行う。

18消安第4860号  
平成18年7月27日

別記 あて

農林水産省消費・安全局長

牛肉及び牛肉加工品等の原産地等の表示に関する緊急特別調査の  
実施及び監視・指導の徹底について（依頼）

平素より、食品表示の適正化の推進に向けて、食品表示の監視及び指導等に御尽力いただき感謝申し上げます。

牛肉の表示については、生鮮食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第514号）において原産地の表示が義務付けられており、牛肉を原材料に使用した加工食品の一部についても加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に基づき、本年10月から原料原産地表示が義務付けられることとなっています。

また、最近、特に牛肉及び牛肉を原材料とする加工食品や外食産業において提供される牛肉を使用した料理等の原料の原産地表示（以下「牛肉加工品等の原産地表示」という。）については、消費者から高い関心が寄せられています。例えば、農林水産省に設置されている「消費者の部屋」に数多くの意見が寄せられているほか、本年6月1日から14日まで全国10カ所において厚生労働省及び農林水産省が開催した「米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会」においても、消費者が選択できるよう牛肉加工品等の原料の原産地表示の義務化を要望する等の意見が出されています。

こうしたなか、今般、米国産牛肉の輸入手続再開が決定され、今後一層牛肉加工品等の原産地表示に関する消費者の関心が高まることを見込まれます。

これらの要請に対応し、農林水産省では消費者の食品表示への信頼を確保する観点から、別添のとおり、緊急の特別調査を実施するとともに、牛肉の原産地表示等に対する監視・指導を更に徹底することといたしました。

貴職におかれましては、この旨御了知いただくとともに、牛肉加工品等の原産地表示をめぐる社会情勢を御賢察いただき、各地方農政局との緊密な連携の下、特段の配慮をいただきますようお願いいたします。